

処分基準整理票

処分の内容	調査に応じないときの保護廃止等		
根拠法令及び条項	生活保護法第28条第1項、5項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 福祉事務所は、適正な生活保護の決定や実施のため、要保護者の資産や収入の状況、健康状態等を調査、報告を求めることができる。 また必要に応じて、職員が要保護者の住居へ訪問調査を行い、要保護者に対して、指定の医療機関等で検診を受けることを命ずることができる。 これらに対して虚偽の報告をする又は報告をしない、訪問調査や検診命令等に従わないときは、生活保護の変更、停止、もしくは廃止となる場合がある。		
処分基準設定年月日	平成6年10月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。